入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年８月２日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　福田　　功
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
１　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　調達物品及び数量
グループウェアソフト購入　一式（電子入札対象案件）
⑶　調達物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成22年11月30日
⑸　納入場所　国土交通省中国地方整備局
⑹　入札方法　落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に変えることができる。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＢ又はＣ等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者。
⑶　申請書の受領期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑷　当該調達物品又はこれと同等の類似物品に係る納入実績があることを証明した者であること。
⑸　電子入札システムにより入札に参加する者は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
３　入札書の提出場所等
⑴　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
（若しくはhttp://www.e-bisc.go.jp/）
〒730－8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30　国土交通省中国地方整備局総務部契約課購買係　青木　久子　電話082－221－9231（内線2536）
⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　⑴の問い合わせ先と同じ
⑶　入札説明書の交付場所及び交付方法　⑴の問い合わせ先で手交または郵送により交付。郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
⑷　電子入札システム及び紙入札方式による申請書の受領期限　平成22年９月１日17時00分
⑸　電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成22年９月28日17時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成22年９月29日11時00分　国土交通省中国地方整備局入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、上記３⑷に示す受領期限までに入札書類データ（申請書等）を上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、上記３⑷に示す受領期限までに必要な申請書等を上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　落札対象　申請書を基に、支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑻　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isao Fukuda Director General of Chugoku Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be Procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : Softs of Groupware 1 set
⑷　Delivery period : 30 November, 2010
⑸　Delivery place : Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade B or C on “selling of products” in Chugoku Area in term of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every Ministry and agency)
③　not be under suspension of nomination by Director-General of Chugoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening
④　have proven to have actually or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　28 September, 2010
⑻　Contact point for the notice : Hisako Aoki Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6－30 Kamihatchobori Naka-ku Hiroshima-shi Hiroshima-ken, 730－8530 Japan TEL 082－221－9231 ex. 2536
⑼　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年８月２日
独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　鈴木　茂樹
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入品名及び数量　2011年外国雑誌　一式
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による
⑷　納入期限　平成24年３月31日
⑸　納入場所　情報通信研究機構
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　情報通信研究機構契約事務細則第３条及び第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成22・23・24年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」または「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、関東甲信越又は近畿地域の競争参加資格を有する者であること。又は平成22・23・24年度情報通信研究機構競争参加資格「物品の製造」または「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑶　情報通信研究機構における物品等の契約に係わる指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑷　物品の納入後、修理、点検、保守その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。